

神戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条第5号中「神戸市職員労働組合,」を削る。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。